

(別紙)

個別相談に関する留意事項

募集期間中に実施する個別相談(募集要領5.(6))に関する留意事項は、次のとおりとします。

1. 個別相談期間等

2月28日(火)～3月17日(金)

※上記期間中に「個別相談日程調整様式」に記載の時間帯でオンラインにより実施する。
(最大30分)

2. 申込方法

- 希望する日時(可能な限り複数)について、最も早い希望日の2営業日前までに、「個別相談日程調整様式」により募集要領に記載の提出先まで電子メールにてご連絡ください。
- 希望日時に空きがある場合は実施日時をご連絡し、空きがない場合はその旨をご連絡します。なお、電子メールを送信した日の翌営業日15時までに受信確認・日程確認結果の電子メールが到達していない場合は、電話によりご確認ください。
- 特に個別相談期間の後半には多数の申込みが予想されることから、可能な限り早く申し込んでいただくことを推奨します。
- 1事業者につき2回まで個別相談を行うことが可能です。

3. 個別相談の流れ

- 相談者から、応募を考えている事業内容についてご説明いただいた上で、個別相談・質問を受け付けることを基本とします。なお、時間に制約があるため、時間配分に留意してください。
- 説明の際に使用する資料は自由ですが、極力、「応募書類(様式1～3)の案」または「事業概要(様式任意、パワーポイント2,3枚程度)」に基づいて、「画面の共有」機能を使ってご説明いただくことを推奨します。
- 説明資料及び相談内容は、個別相談実施日の前日までにご提出いただくことを推奨します。なお、相談内容の提出様式は自由です。
- 時間に制約があるため、募集要領、Q&A等に記載されている事項については、事前に十分確認しておいてください。

4. その他留意事項

- 審査は外部委員による審査委員会にて行われ、内閣府地方創生推進室及び事務局において審査を行うものではありません。このため相談時における応答内容への対応に関しては、応募者側で判断いただくとともに、対応いただくことによる採否への影響に関

(別紙)

しては、内閣府地方創生推進室及び事務局では責任を有しませんので、ご注意ください。

- あわせて、評価の良否についての相談・質問についてはお答えできません。また、審査は応募書類のみに基づいて行われ、個別相談実施の有無及び個別相談の内容は考慮されません。
- 個別相談においては、各事業に固有の疑問点等について相談を受け付けることを想定しており、事業内容や申請手続き、書類の作成方法等の事業全般に関する質問については、募集要領5.(4)に記載のとおり、電子メールにより受け付けています。なお、個別相談において事業全般に関する質問を行うことを妨げるものではありませんが、相談・質問の内容が事業全般に関わるものであると判断される場合は、質問及び回答について、Q&Aとして公表する場合があります。